

介護情報基盤の概要

医療機関のみなさまへ



医療機関のみなさま向け資料

目次

- 1 介護情報基盤とは
- 2 医療機関のみなさまが実現できること
- 3 具体的な業務の変化
- 4 準備ステップ
- 5 今後のスケジュール
- 6 今後発信する情報



1

介護情報基盤とは

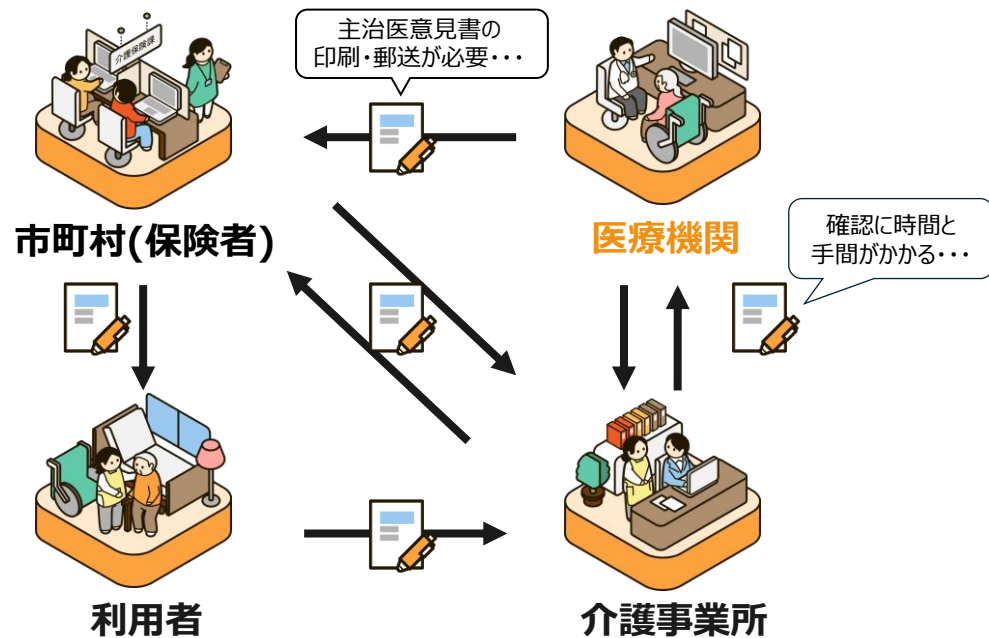


情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報をひとつに集約し、サービス間を連携します。
介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。

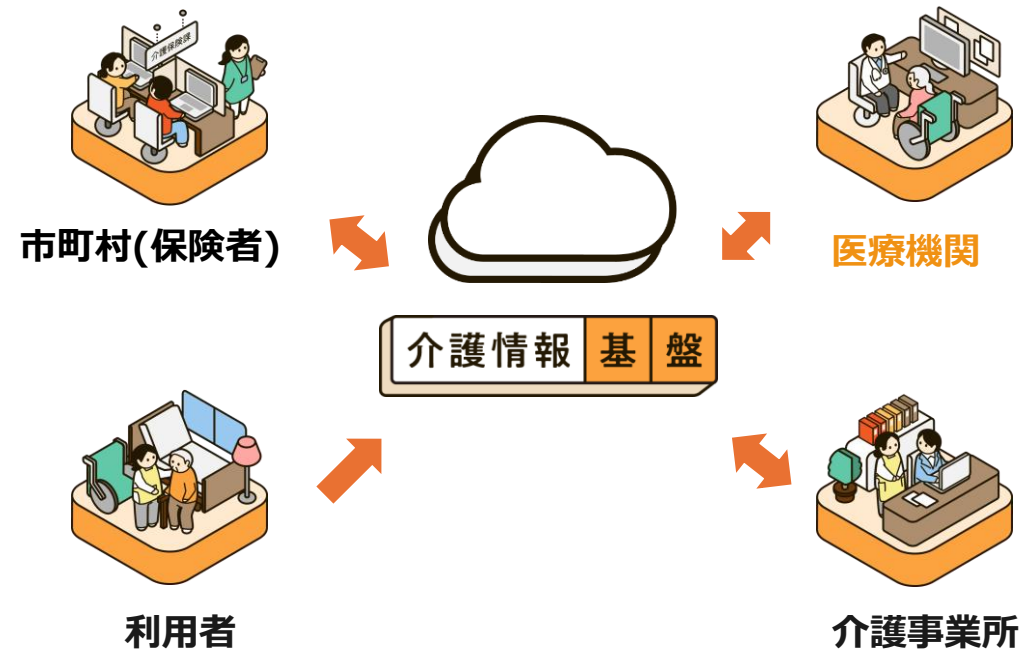
これまで

- 紙でのやりとりが多く負担が多い
- 本来の業務のための時間がとられてしまう



これから

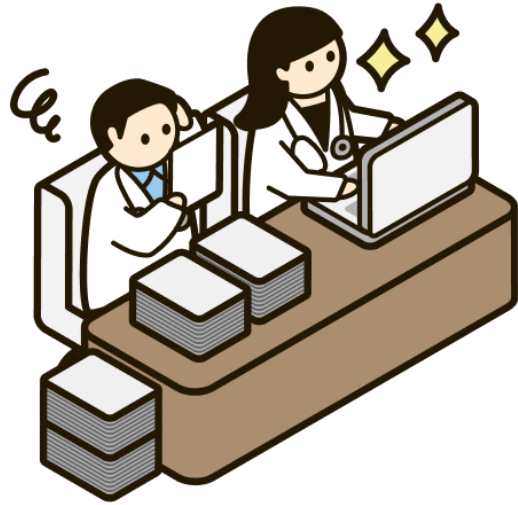
- より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- さらに良いサービスを提供できるように



介護情報基盤の3つのメリット

介護情報基盤の導入によって期待できる、3つの大きなメリットです。

事務作業の効率化



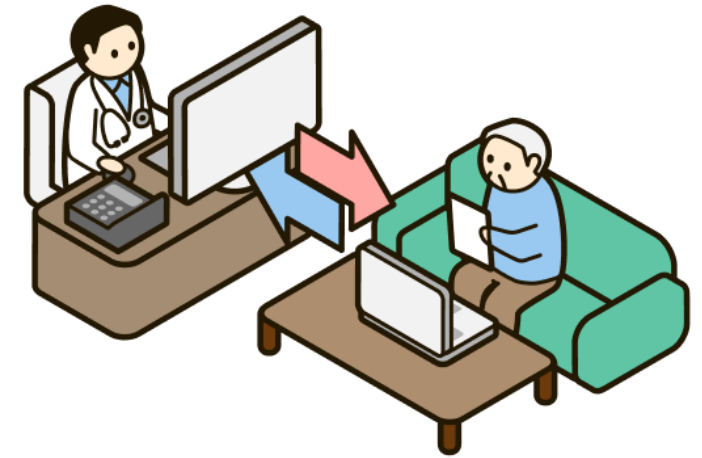
紙での手間や負担のかかる作業が減り、**より素早く容易に**仕事を行えます。

情報をひとつに集約



介護保険資格・主治医意見書・ケアプランなどの**情報を集約し、サービス間で共有**できます。

手続きをリアルタイムで

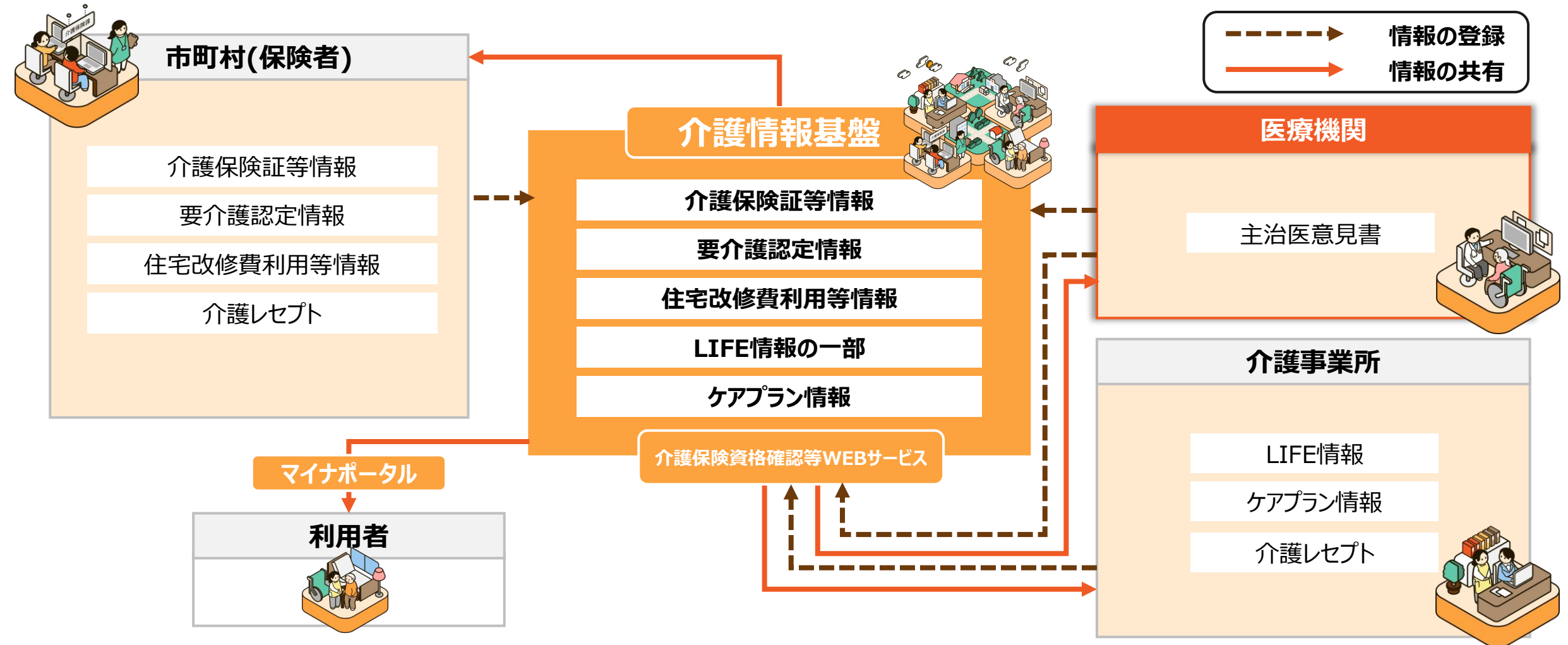


申請・提出・受理などの作業を、**郵送や電話を介さずオンラインですぐに完結**できます。

1. 介護情報基盤とは

全体の概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、共有・登録・管理できるようになります。



2

医療機関のみなさまが実現できること



大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で医療機関が実現できる価値を3点にまとめました。

①紙の作業を削減



主治医意見書や
主治医意見書作成料請求書を
オンラインで扱えるようになり、
印刷・郵送の手間や
コストが削減されます。

②即座にオンライン確認



居宅療養管理指導などに
必要な情報が連携され、
現場でスピーディに確認し、
対応できるようになります。

③サービスの質向上



ケアプランやLIFEなどを通じて、
利用者の状態をより細やかに把握できる
ため、気づきにつながります。長い目
で寄り添ったサービスの提供が
可能になります。

2. 医療機関のみなさまが実現できること

①紙の作業を削減

主治医意見書や請求書類などがデジタル化され、負担の大きいやりとりが削減されます。

印刷・郵送の手間

大量の紙書類の管理

郵送の連絡や確認

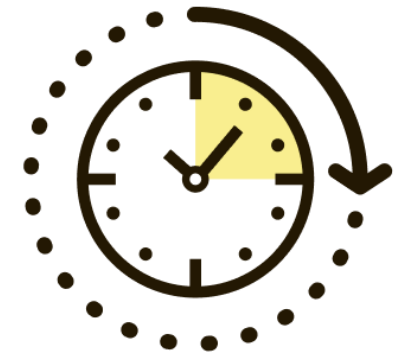
長い返信待ち時間



印刷・郵送がなくなって
作業が楽に！



待ち時間が短く
やりとりの
ストレスなし！



2. 医療機関のみなさまが実現できること

②即座にオンライン確認

介護保険証などの介護情報が今後、現場で確認できるようになります。

オンラインで確認[※]

LIFE情報の一部

要介護情報

ケアプラン



他職種との事前の
情報共有

現場で閲覧

診察に集中



※介護情報の閲覧は、介護保険資格確認等WEBサービスの利用が必要です。

※情報の閲覧範囲は調整中・順次拡大予定となります。

③サービスの質向上

ケアプラン、LIFE情報の一部が新たに共有されることで、さらに利用者に寄り添ったサービス提供が期待できます。

これまでの情報

- ・ 受診記録
- ・ 介護保険証 等



今後新たに共有される情報

ケアプラン

- ・ サービス計画書
- ・ サービス利用票 等

LIFE情報の一部

- ・ 利用者の状態(ADL等)

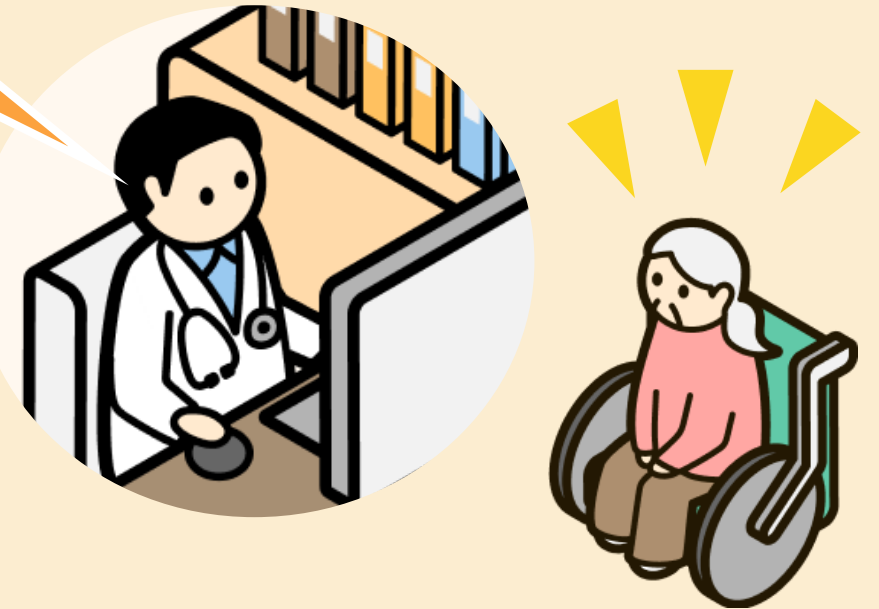
利用者の状態を、細やかに把握

サービスの利用状況

生活リズム

介護事業所の評価

利用者の状態や生活リズムを加味した
より多角的な
サービス提供の実現



3

具体的な業務の変化

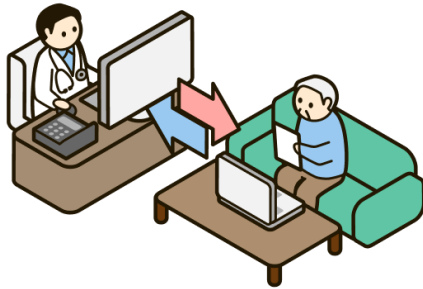


具体的な業務の変化（全体）

医療機関のみなさまの業務の具体的な変化について、
以下のカテゴリ別に、これまで・これからを比較しながら説明いたします。

1

居宅療養管理指導関連業務



- 居宅療養管理指導の実施

2

要介護認定事務



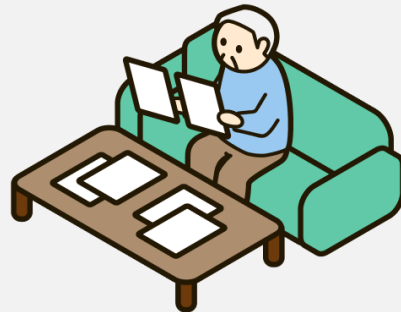
- 主治医意見書の作成

① 居宅療養管理指導関連業務

これまで

居宅療養管理指導の実施

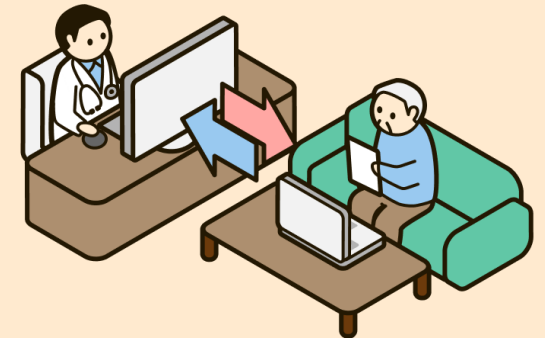
- 居宅療養管理指導を実施する際には、介護保険証などの介護情報の確認が必要。
利用者に探してもらい、確認する必要がある



これから

居宅療養管理指導の実施

- 負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報を、**介護保険資格確認等WEBサービスでスムーズに確認できる**
(介護保険資格確認等WEBサービスは以下「介護WEBサービス」という)
- 年に一度更新される負担割合証および減免減額証の内容も、**介護WEBサービス経由で確認できる**



②要介護認定事務

これまで

主治医意見書の作成

- 紙で主治医意見書作成依頼が自治体（もしくは利用者）から届く
- 医師にて主治医意見書を作成
- 作成された主治医意見書をとりまとめ、**印刷、郵送、請求する手間が発生**

（認定進捗の確認）

- 主治医意見書送付後、市町村からの情報提供を待つ。
市町村からの連絡があるまで、**いつ要介護認定がおきるかわからない**

（認定結果の受領・確認）

- 書面で送られてくる要介護度を確認するよう**利用者に依頼**をする

（認定関連書類の取得）

- 認定関係書類（認定調査票、主治医意見書等）を確認する際は、**窓口・郵送で書類を受け取る必要がある**



これから

主治医意見書の作成

- 紙で主治医意見書作成依頼が自治体（もしくは利用者）から届く
- 普段使用している文書作成ソフトや電子カルテ、または介護WEBサービスで作成した主治医意見書が**電送できる**
- 請求事務も**介護WEBサービス上から可能となり印刷、郵送の手間がなくなる**

（認定進捗の確認）

- 介護WEBサービスを利用することで、要介護認定の進捗や、要介護認定結果を**リアルタイムで確認できる**

（認定結果の受領・確認）

- 要介護度が決定したら、介護WEBサービス経由で**情報が更新され、すぐ確認**できる

（認定関連書類の取得）

- 認定関係書類（認定調査票、主治医意見書等）は、**介護WEBサービス経由で確認**できる
（窓口・郵送での受取が不要となる）



4

準備ステップ



主治医意見書の電送と、介護情報の閲覧の方法

主治医意見書の電送と介護情報の閲覧は、それぞれで方法が異なります。
さらに、主治医意見書の電送の際には、大きく分けて二つのケースが存在します。
正確な対応のため、それぞれのケースに応じた内容を必ずご確認ください。
まず文書作成ソフト・電子カルテが介護情報基盤への情報連携に対応しているかを確認してください。

4-1 主治医意見書の電送の準備

A

すでに使用している【文書作成ソフト
電子カルテ】が介護情報基盤への情報連携に**対応している場合**
※オンライン資格確認端末経由

B

すでに使用している【文書作成ソフト
電子カルテ】が介護情報基盤への情報連携に**対応していない場合**
※介護WEBサービス経由

※どちらか不明な場合はAから確認してください

4-2 介護情報の閲覧の準備

A

すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応している場合

この場合の主治医意見書の電送までの基本ステップは以下の通りです。
介護WEBサービスを利用する場合には次のページをご参照ください。

1

システム事業者にご相談・依頼

すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテの
介護情報基盤への情報連携の適用について
システム事業者にご相談・依頼していただく



2

システムの適用

文書作成ソフトや電子カルテの、
システムへの適用を進めていただく



対応していない場合

B

B

すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテが情報連携に対応していない場合

この場合は、介護WEBサービスを利用します。
STEP 2 については、必要に応じて導入支援事業者の活用が可能となります。
詳しくは、[導入準備作業手引き](#)をご確認ください。

1

利用する端末の 準備

事業所内に
インターネット接続可能な
端末があるかを確認



2

各種設定



- ✓ 端末に電子証明書をインストール※
- ✓ 介護WEBサービスの設定・
（事業所認証等）
接続確認・ユーザー設定を行う

※介護保険証明書もしくは介護DX証明書が必要です。
オンライン請求システム（医療保険）の証明書とは異なります。

3

活用開始

主治医意見書の
電送開始



必要に応じて導入支援事業者の活用が可能

主治医意見書の電送と、介護情報の閲覧の方法

主治医意見書の電送と介護情報の閲覧は、それぞれで方法が異なります。

ここからは介護情報の閲覧について説明します。

4-1

主治医意見書の電送の準備

4-2

介護情報の閲覧の準備

介護情報の閲覧までの流れ

介護情報の閲覧が可能になるまでの流れは以下の通りです。
STEP 2 については、必要に応じて導入支援事業者の活用が可能です。
詳しくは、[導入準備作業手引き](#)をご確認ください。

1

利用する端末の 準備

事業所内に
インターネット接続可能な
端末があるかを確認



2

各種設定



- ✓ 端末に電子証明書をインストールする※1
- ✓ マイナンバーカード読み取り機器
あるいはカードリーダーを用意する※2
- ✓ マイナンバーカード読み取り用アプリの
インストール・設定を行う※2
- ✓ 介護WEBサービスの設定・
(事業所認証等)
接続確認・ユーザー設定を行う

※1：介護保険証明書もしくは介護DX証明書が必要です。オンライン請求システム（医療保険）の証明書とは異なります。

※2：p17でBを選んだ場合は、マイナンバーカード読み取り機器あるいはカードリーダーの用意、
マイナンバーカード読み取り用アプリのインストール・設定が必要です

必要に応じて導入支援事業者の活用が可能

介護情報の閲覧までの流れ

介護情報の閲覧が可能になるまでの流れは以下の通りです。

3

各市町村（保険者）の 対応状況を確認

各市町村（保険者）で
介護情報基盤への接続が始まっているか
どうかの確認を行う



4

最終確認

介護WEBサービスの
設定（事業所認証等）・接続確認・
ユーザー設定等の最終確認を行う



5

活用開始

介護WEBサービスを通じて
介護情報の閲覧が可能となる



順次、ケアプラン・LIFE情報の
一部も閲覧可能に

5

今後のスケジュール



5.今後のスケジュール

今後のスケジュール

介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

介護事業所 みなし介護事業所	① 介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導入や介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定などが必要となります。 助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
医療機関	② 介護情報基盤を活用した主治医意見書の連携を行うには、主治医意見書の電子的送信機能追加などが必要となります。 助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
市町村	① 介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応を令和9年1月1日までに完了します。 ② 介護保険事務システムの標準化対応の終了後、介護情報基盤へのデータ送信を行います。 ③ 市町村のデータ送信が完了次第、介護情報基盤を活用した介護情報の共有が可能になります。

	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）		令和9年度（2027年度）		10年度
	10月	4月	1月	4月	4月	
介護事業所 みなし介護事業所 がやること		① 助成金申請 介護事業所内のカードリーダー等の導入、介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定など	助成金申請※1	令和9年度以降は未定		
医療機関がやること		② 助成金申請 主治医意見書の電子的送信機能追加など	助成金申請※1	令和9年度以降は未定		
市町村がやること	① 介護保険事務システムの標準化対応 ★標準化対応の適合基準日(令和9年1月1日)					
	★介護情報基盤稼働開始日(令和8年4月1日)					
	② 介護情報基盤へのデータ送信 ★本格運用開始日(令和10年4月1日)					
	③ 介護情報基盤経由での介護情報の共有※2					

※1 本年度の助成金申請受付は令和9年3月12日までを予定

※2 介護保険事務システムの標準化対応が完了し、介護情報基盤へのデータ送信が完了した市町村が対象

6

今後発信する情報



- **令和8年度の助成金申請は令和8年5月7日～令和9年3月12日(予定)です。**
令和9年度以降の助成金申請は未定となっています。
- 申請いただいた内容・添付書類をもとに、国民健康保険中央会にて審査を行います。審査及び結果通知は助成金申請日の翌月、振込は助成金申請日の翌々月となります。
- **助成金内容に不備が認められた場合、書類の再提出等が必要となります。不備がないようご注意ください。**



26

No	改訂日	改訂箇所	改訂内容	版数
1	令和7年8月	-	初版作成	1.00
2	令和7年10月	-	今後のスケジュールの更新等	1.01
3	令和7年11月	-	導入支援事業者、助成金申請に係る記載等の追記	1.02
4	令和8年2月	-	介護情報基盤概念図の更新等	1.03
5	令和8年6月	P24,26	今後のスケジュールの更新等	1.04